

## 健全化判断比率（令和5年度決算）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— 赤字額はありませ	— 赤字額はありませ	7.4	2.6
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

（注1）各比率下欄の（ ）カッコ内の数値は、当町の早期健全化基準を表しています。

（注2）早期健全化基準とは、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上となった場合、議会の議決を経て、早期健全化計画を定めることが必要となる数値です。

## 資金不足比率（令和5年度決算）

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）	備 考
水道事業会計	— 資金の不足額はありませ	20.00	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定しています。
下水道事業会計	— 資金の不足額はありませ	20.00	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定しています。

（注1）経営健全化基準とは、当該公営企業について資金不足比率が基準以上となった場合、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めることが必要となる数値です。

＜実質赤字比率＞ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

＜連結実質赤字比率＞ 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

＜実質公債費比率＞ 一般会計等が負担する元金償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

＜将来負担比率＞ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

＜資金不足比率＞ 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率